

会 議 録

〈2025年度 愛知県入札監視委員会第1回定例会議〉

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2024年度第4四半期における発注工事について総務局、防災安全局、県民文化局、保健医療局、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料1)

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>(総務局の随意契約について)</p> <p>・「公文書館電動書棚改修工事」が随意契約になっている理由はなぜか。</p>	<p>・本件の工事内容は電動書架に係る基盤交換工事であるが、基盤が特許を受けているという特殊事情もあり随意契約とした。</p>
<p>(企業庁の一般競争入札について)</p> <p>・一般競争入札で1者応札の案件が多いが、理由は何か。</p> <p>・新しい方式とのことだが、1者応札にならないようにする対策はないのか。</p>	<p>・ほとんどが詳細設計付工事発注方式によるものである。この方式は工期の短縮や事務の効率化を目的に2023年度から一部の工事で試行的に行っている。契約者は工事業者で、設計業務を行うコンサル業者が下請で入る必要があるが、新たな方式ということで、その調整がうまくできなかったことが要因と考えられる。</p> <p>・建設工事では6億円以上の工事は共同企業体を組むこととしており、同様に詳細設計付発注方式でも共同企業体を組むことができないか、検討している。</p>
<p>(建設局の入札不調・不落について)</p> <p>・昨年度と比較して入札不調の件数は減っているのか。</p>	<p>・昨年度と比較してやや減っている。</p>
<p>(建設局の指名競争入札について)</p> <p>・指名競争で多くの業者を指名しているがなぜか。</p>	<p>・一般競争で発注して不調になった案件について範囲を広げて発注しており、また、指名業者に通知することによって当該案件があることを知らせるといった効果もあるため、指名業者が多くなっている。</p>
<p>(建設局の指名停止について)</p> <p>・すでに指名停止措置を受けている業者を期間が重複する形で再度指名停止措置をしているが意味はあるのか。</p>	<p>・同じ理由で指名停止措置を行う場合、加重措置をとることがあるため、期間が重複する場合でも指名停止措置をしている。</p>

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、1月から3月までの発注工事について、10局庁等の発注工事の中か

ら、企業庁、都市・交通局、スポーツ局の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

【抽出事案に関する説明及び検討】

○幸田浄水場濃縮槽機械設備更新工事【企業庁】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回目の一般競争入札時の失格理由は何か。 ・ その2 者は2 回目の指名競争入札時も応札したのか。 ・ 失格判断基準が公表されているにもかかわらず2 回とも失格している業者がいる原因は何か。 ・ 失格になった業者に対して開札後に説明があるのか。 ・ 未受領の業者について、P. 1 8 入札執行調書と P. 1 9 のC A L S 画面のコピーで表記が違うのはなぜか。 ・ 未受領の場合のペナルティはあるか。 ・ 予定価格の決定方法の正確性はどのように確保しているか。 ・ 見積は一般的な機器仕様の内容で徴取しているのか。 ・ 積算基準の改訂頻度は。 ・ 見積価格で最低価格を採用しているのに、さらに金額を下回った入札をしている理由は何か。 ・ 失格判断基準で一般管理費が他の項目と比べて3 0 %と低く設定されているのはどういうことか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 者とも失格判断基準に該当したためである。 ・ 失格となった2 者とも応札して1 者は失格、もう1 者が落札した。 ・ 算定式が複雑であるためと思われる。 ・ 県側から説明するようなことはしていない。 ・ 入札執行調書には無効に該当する根拠を記載しており、内容は同じである。 ・ ペナルティは無い。 ・ 積算基準に単価の算出方法を記載している。予定価格は県の公表単価、公表単価が無いものに関しては業者から徴取した見積、公表されている諸経費の算出方法に基づく計算からなっている。 ・ 当該浄水場専用の機械仕様の内容で見積もりを依頼している。3 者見積をして、最低価格を採用している。 ・ 年1 回である。 ・ 低入札価格調査で業者に聞き取りをおこなったところ、主な理由として機器単体費について、主要な機器である中心駆動型汚泥掻寄機において多数の類似機器の納入実績があり、設計業務及び製作工場内での製作工程の効率化を図ることで価格を縮減したためとのことであった。 ・ 企業庁の要領に基づくが、建設局、農林基盤局等含めて統一的な基準である。

<ul style="list-style-type: none"> ・失格者のうち1者の入札額は直接工事費が3者の中で一番高くなっており、機器が一番お金をかけているようで、一番良いように思える。諸経費で失格としているのは適正なのか。 ・機器費が高い方が良いのではないか。 ・失格者への説明が必要ではないか。 ・落札者以外の応札者2者について、2回目の入札は1回目と同じ金額で入札したのか。 ・算定式が複雑とのことだが、2回目の入札でもまた失格という事は、工事を取りたくても取れないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンピング防止や下請け含めて企業の適切な利潤の確保の観点で、一般管理費等個々に失格判断基準を設けている。 ・企業によって強みが違うため、直接工事費にばらつきは生じる。直接工事費が高くなると、入札者が目標とする全体額は決まっているので諸経費の部分がどうしても低くなる。企業の利潤の確保のため、諸経費もある程度確保する必要がある。 ・応札者への対応に公平性を持たせるため、個別の説明は行っていない。契約後であれば、開示請求により確認できる。 ・1者は2回目から新規で応札している。もう1者は1回目よりも高い金額で入札している。 ・落札者は2回目の入札で受注しているので、取れないというわけではない。
---	--

○県営名古屋空港滑走路灯火更新工事（その3）（週休2日・余裕期間）【都市・交通局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・不調となった1回目や2回目と比較して、分離発注をした3回目と4回目の予定価格の合計金額が安くなっているがなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3回目と4回目の発注では、誘導路灯更新の一部を予算の都合で取りやめたため、予定価格の合計金額が安くなっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・分離発注をした3回目と4回目は何を分離したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3回目は滑走路の両脇にある滑走路灯、4回目は滑走路内の滑走路中心線灯等を発注した。
<ul style="list-style-type: none"> ・3回目と4回目で工事が重なり、支障となることはなかったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3回目と4回目では場所も施工時期もずれているため、支障はない。
<ul style="list-style-type: none"> ・1回目の一般競争入札が不調になったのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他空港でも同様のLED化工事が増加しており、技術者が不足しているためと考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ・県営名古屋空港は自衛隊との共用空港だが、自衛隊の性能基準や工事調整はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑走路部分は県の管理のため、航空局の基準で工事を行っており、自衛隊に合わせたものではない。工事は夜間の飛行機運用時間外

	に行っているが、自衛隊で緊急の離着陸がある場合は工事を一時止めるなど調整して実施している。
--	---

○愛知県総合射撃場ライフル棟等エレベーター工事【スポーツ局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>・工事の入札手続きをもう少し早くできなかったのか。</p> <p>・当初の入札不調の際の金額に比べて予定価格が上がっているが、当初が低すぎたのか。</p> <p>・技術者不足が無ければ、当初で受注があったということか。</p> <p>・当初のライフル棟の工事は工期が2026年3月で、新管理棟の工事が2026年6月となっている。今回の工事は工期が2026年6月となっているが、ライフル棟の方は大丈夫か。関係各所に説明をしなければいけないのでは。</p> <p>・技術者不足ということは、今回のエレベーターは通常のエレベーターと違って特注のものなのか。</p> <p>・分離発注をしていることで技術者不足が起こっているのか。</p> <p>・エレベーターはランニングコストがかかるが、発注の時点では考慮しなくてよいのか。</p> <p>・ランニングコストも多くかかるため、そこも少し想定したほうが良いと考える。</p>	<p>・元々決まっていた長寿命化改修工事がアジア競技大会の直前であった。アジア競技大会の会場でもあるため、可能な限りアジア競技大会の仕様を加えることとなり、その調整をしたため、結果このタイミングとなった。</p> <p>・公共建築課で行った当初の入札の予定価格は、業者見積りに実勢価格を勘案した額である。適切な額であると判断して設定したが、2回の不調後にヒアリングした結果、受注可能な業者は1者だけであり、その1者から徴取した見積額が当初に比べると高くなったということである。</p> <p>・入札後のヒアリングの結果、1者を除き、予定価格が高くなっても技術者を1人も確保できないということであったため、受注できたかどうかはわからない。</p> <p>・施設全体としては、6月までの工期であるため、6月までは全館休館であることを周知・説明させていただいている。</p> <p>・通常のものとは違いはない。工事をするにあたって専任の技術者を配置するという決まりがあり、その技術者が不足している、ということである。（公共建築課回答）</p> <p>・受注機会の公平性を鑑みて分離発注しており、その場合工事ごとに技術者を配置する必要がある。（公共建築課回答）</p> <p>・設置後の話となるため、考慮していない。（公共建築課回答）</p> <p>・参考にさせていただく。（公共建築課回答）</p>

<p>・今回の予定価格について、その額が妥当としている話を、もう少し説明してもらえないか。</p> <p>・複数の業者から参考見積を取り、それを基に設定した当初の予定価格が安かったということか。</p>	<p>・工事設計の中で、積算をするために複数の業者から徴取した参考見積のそのままの額と、唯一受注可能な業者から徴取した参考見積と比較すると、唯一受注可能な業者の参考見積額の方が安かったことから、妥当な金額だと判断した。</p> <p>・当初の入札時の予定価格は、他の工事事例、時期、場所等を参考にし、実勢価格を勘案しており、適切な金額であったと考える。結果として今回唯一受注できる業者に対しては安かったということになる。</p>
---	--

【検討結果のまとめ】

委員会として今回検討した各事案について、特に意見はないが、早めの発注、技術者不足に配慮した発注方法を検討し、競争原理が働くよう引き続き関係部署と連携をするよう要望する。

【その他】

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について